

構造設備の基準

項目	基準	
	理容所	美容所
外部等との区分	隔壁等により、外部や住居等と完全に区分し、作業室及び客の待合所を設けること。	
作業室の床面積	☐ 理容イス 2 台以下：13 m ² 以上 ☐ 理容イス 3 台以上：13 m ² に理容イス1台を増すごとに4 m ² を加えた面積以上 (例) 5 台の場合、13 m ² +(4 m ² ×3 台)=25 m ² 以上	☐ 美容イス 4 台以下：13 m ² 以上 ☐ 美容イス 5 台以上：13 m ² に美容イス1台を増すごとに3 m ² を加えた面積以上 (例) 6 台の場合、13 m ² +(3 m ² ×2 台)=19 m ² 以上 ※シャンプーイスは美容イスに含みません。
待合所	固定されたついたて等で作業室と区画し、床面積は 2 m ² 以上とすること。	
床・腰板	コンクリート、タイル、リノリウム、板 等の不浸透性材料を使用すること。	
天井の高さ	作業室、待合室の天井の高さは床面から 2.1 m 以上とすること。	
採光・照明	作業面の照度を 100 ルクス以上とすること。	
換気装置	・施設の規模に応じた性能を有する換気装置を設けること。 ・施設内の空気 1 L 中の炭酸ガスの量を 5 cm ³ 以下 (5000ppm 以下) に保つこと。	
洗浄設備・洗髪設備	作業室に、手指・器具等の洗浄のための流水式の設備及び洗髪のための流水式の設備を設けること。	
消毒設備	定められた消毒方法を行える消毒設備を設けること。	
収納容器	器具及び作業衣等を消毒済みのものと未消毒のものに区別して収納できる容器を備えること。	
ごみ箱	ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。	
防虫・防そ	施設には、防虫及び防そ設備を設けること。	
便所	・客の利用しやすい場所に便所があること。 ・施設内に便所を設けるときは、常に清潔に保つこと。	

衛生措置の基準

理容所 ・ 美容所	皮ふに接する布片及び器具は、清潔に保つこと。
	皮ふに接する布片は、客 1 人ごとに取りかえ、皮ふに接する器具は、客 1 人ごとに消毒すること。
	手指は、常に清潔に保つこと。
	顔面作業の際は、マスクを使用すること。
	作業衣及び作業に使用する布片 (作業衣等) は、清潔なものを使用すること。
	皮膚等に悪影響を及ぼすおそれのある化粧品等を使用しないこと。
	器具及び作業衣等の消毒薬は、適切な方法で保存し、使用の際は随時取り替えること。
理容所	顔そり用石けんは、客 1 人ごとに取り替えること。